News Release　国土交通省九州運輸局

国土交通省、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局　同時発表

令和８年１１月２日

令和８年度「物流効率化推進事業」（補助事業）の二次公募の募集開始

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、本日より「物流効率化推進事業」（補助事業）の二次公募を開始します。

二次公募では改正物流効率化法で新設された**「貨物自動車中継輸送実施計画」**に基づき実施する**貨物自動車中継輸送事業**について、当該事業に係る**①計画策定経費の支援**、**②認定された事業の初年度の運行経費の支援**を補助対象に追加しました。

1. 対象となる事業

(1) 物流効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査事業
【総合効率化計画策定事業】

(2) 物流効率化法の総合効率化計画に基づき実施する事業
【モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業】

(3) 物流効率化法に基づく貨物自動車中継輸送実施計画策定のための調査事業
【貨物自動車中継輸送実施計画策定事業】

(4) 物流効率化法の貨物自動車中継輸送実施計画に基づき実施する事業
【貨物自動車中継輸送事業】

2. 事業概要

(1) 補助対象事業者
荷主及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

(2) 補助対象経費（補助率）
総合効率化計画策定事業・貨物自動車中継輸送実施計画策定事業
（定額・上限 200 万円　＋　最大 1/2・上限 300 万円※　＝　上限総額 500 万円）
モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業・貨物自動車中継輸送事業
（最大 1/2・上限 500 万円　＋　最大 2/3・上限 500 万円※　＝　上限総額 1,000 万円）
※省人化・自動化に資する機器導入等の計画、実際に当該機器を用いて運行する場合の補助上限と補助率
（ただし、「貨物自動車中継輸送実施計画策定事業」「貨物自動車中継輸送事業」は対象外）

(3) 予算額　24.7 百万円

3. 応募方法

本事業ホームページ（下記 URL）に掲載の交付要綱、実施要領及び応募要項等を熟読の上、申請様式等を**事業計画の主とする地域を管轄する地方運輸局等へ提出ください**。
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html

4. スケジュール

応募期間：令和８年１１月２日（月）～**１１月１９日（木）17 時まで**（必着）
補助対象事業者の認定（交付決定）：１２月下旬頃を予定

5. 補助対象期間

総合効率化計画策定事業、貨物自動車中継輸送実施計画策定事業：
令和８年１２月下旬頃～令和９年２月末日
モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業・貨物自動車中継輸送事業：
総合効率化計画もしくは貨物自動車中継輸送実施計画認定の日※または令和８年１２月下旬頃のどちらか遅い方～令和９年２月末日
※総合効率化計画及び貨物自動車中継輸送実施計画の認定の標準処理期間は１ヶ月です。

＜問い合わせ先＞
九州運輸局　交通政策部環境・物流課
担当：福永、大矢
電話：092-472-3154

物流効率化推進事業

予算額：24.7百万円

国土交通省

（別紙）

事　業　目　的

○　**物流分野の労働力不足に対応**するとともに、**温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進**するため、物流効率化法の枠組みの下、**荷主・物流事業者等の多様な関係者が連携した物流効率化**の取組を推進。

現　行　の　事　業　内　容

○　**複数の荷主・物流事業者等が連携した流通業務の総合化・効率化**の取組（輸送網の集約、モーダルシフト、配送の共同化等）について、①**物流効率化法**に基づく**「総合効率化計画」又は「貨物自動車中継輸送実施計画」の策定経費**（協議会の開催等）や、②認定された**計画に基づき事業継続へのコミットメントが確保された取組**に係る**初年度の運行経費**を支援。

○　①、②のうち、**「総合効率化計画」については、省人化・自動化機器の導入等に係る計画策定**や**実際に当該機器を用いた運行**について、**補助額上限を引上げ**。

実施に向けた主な流れ

1　協議会の立上げ
・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有

2　協議会の開催　　計画策定経費補助
・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフトや中継輸送等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO_2排出量削減効果や走行距離の短縮の試算　等

3　総合効率化計画又は貨物自動車中継輸送実施計画の策定
・協議会の検討結果に基づき、物流効率化法に規定する「総合効率化計画」又は「貨物自動車中継輸送実施計画」の策定

4　総合効率化計画又は貨物自動車中継輸送実施計画の認定・実施準備

5　運行開始　　運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額500万円
- 省人化・自動化機器導入 上限300万円（補助率：1/2以内）※総合効率化計画に係る取組に限る
- 計画策定経費補助 上限200万円（補助率：定額）

上限総額1,000万円
- 省人化・自動化機器導入 上限500万円（補助率：2/3以内）※総合効率化計画に係る取組に限る
- 運行経費補助 上限500万円（補助率：1/2以内）

省人化・自動化への転換・促進を支援

※総合効率化計画に係る取組に限る

＜省人化・自動化機器の導入例＞
・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け


無人搬送車


ピッキングロボット


無人フォークリフト